

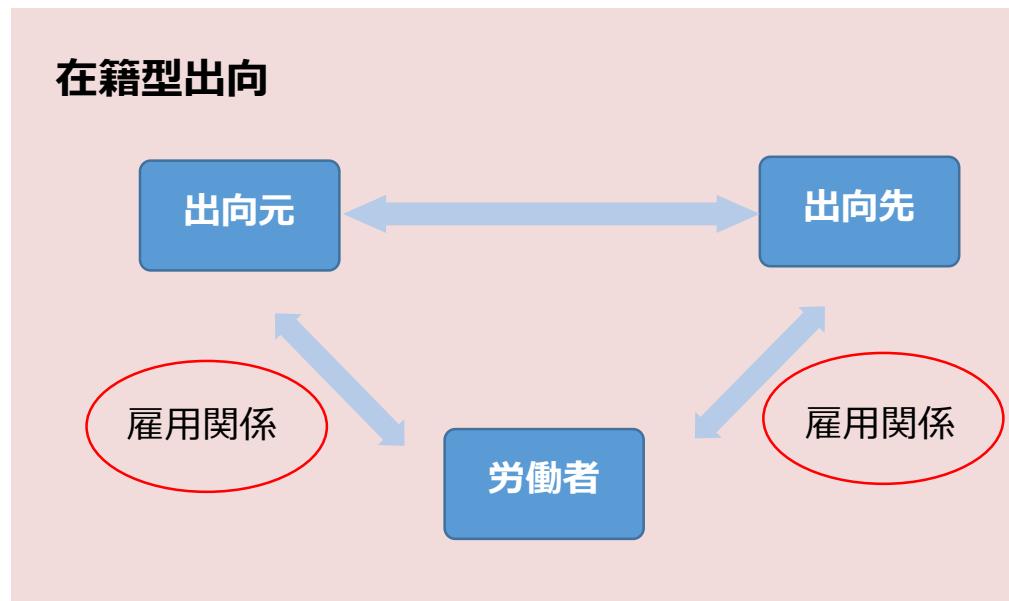
在籍型出向支援の新たな取組について

厚生労働省職業安定局労働移動支援室

室長 小林 学

在籍型出向とは

- 在籍型出向**とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の双方から雇用され**、一定期間継続して勤務することをいいます。

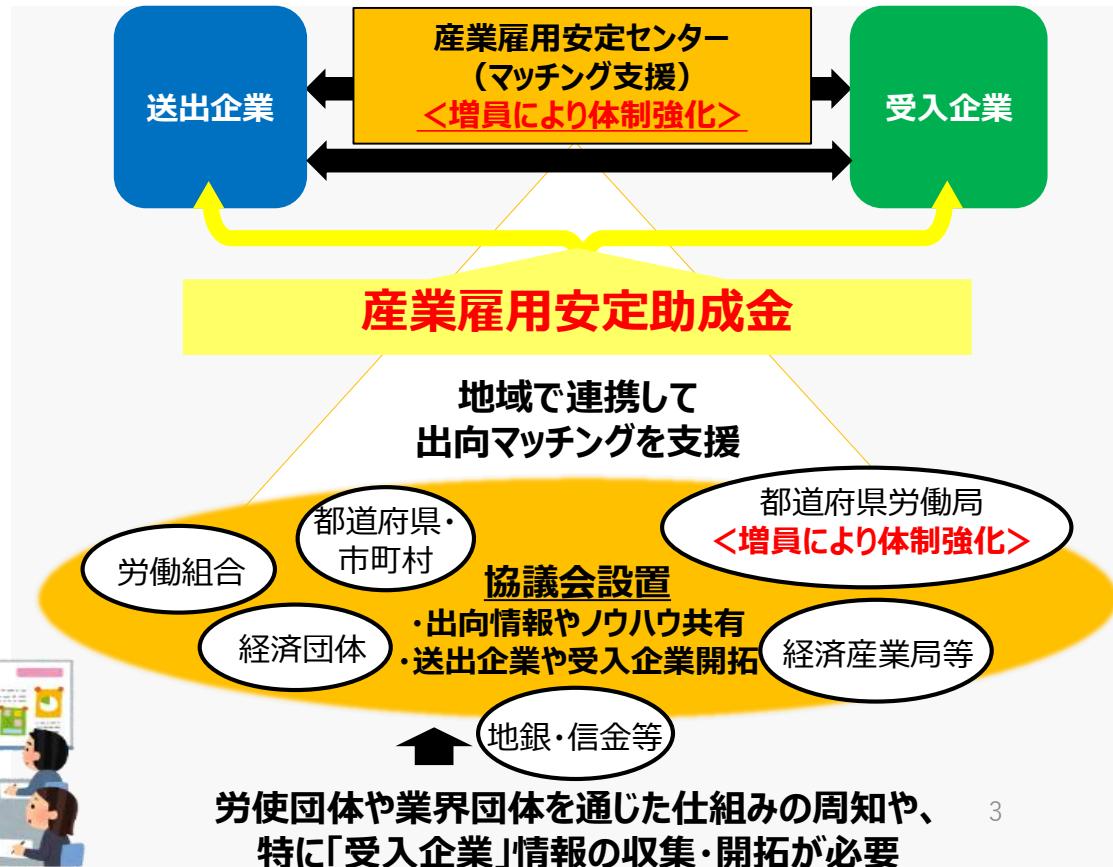


在籍型出向の活用による雇用維持への支援

○在籍型出向を対象とする新たな助成制度（産業雇用安定助成金）を創設するとともに、産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となつた企業が従業員の雇用を守るために、人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により雇用を維持する取組みを支援する。

<対策のポイント>

1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による在籍型出向の情報連携や理解促進
2. 自治体等が運営するマッチングサイトや労使団体・業界団体等が保有する出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化
3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する助成金の創設による企業へのインセンティブの付与



在籍型出向支援専用ページの開設

在籍型出向支援策をとりまとめた専用ページを厚生労働省ホームページに開設。在籍型出向の基本から、産業雇用安定助成金、産業雇用安定センターのマッチング支援など在籍型出向の支援制度、各地域で独自に実施している出向の送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内などを掲載。



(厚生労働省ホームページ)



在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック

目次

コロナ禍で在籍型出向している企業の具体的な事例が知りたい。 P2

在籍型出向って、どういき方？ P4

在籍型出向するには、どういき準備が必要？ P6

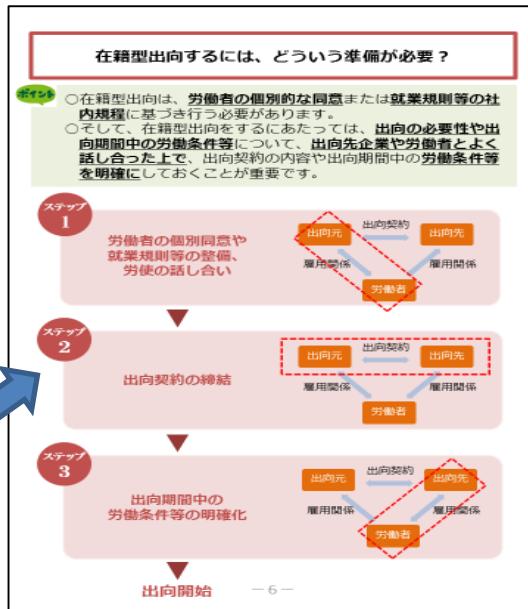
在籍型出向の場合、給与に関する税務上の留意点や、社会保険・労働保険の取扱いはどうなる？ P16

在籍型出向の支援制度ってある？ P18

在籍型出向について相談できる場所はある？ P23

Q&A P24

○都道府県別産業雇用安定センター事務所一覧 P26
○在籍型出向に対する助成制度（産業雇用安定助成金・雇用調整助成金（出向））に関する主なお問い合わせ先一覧 P27



在籍型出向の支援制度ってある？

○支援策については、以下にご案内するものほか、各地域ごとに自治体等が独自の取組みを行っている場合があります。詳しく述べは、厚生労働省のホームページでご紹介しています。
[厚生労働省HP>雇用・労働>雇用>事業主の方へ>4. 雇用の維持・強化>在籍型出向支援](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-tuite/bunya/koyou_routou/koyou_nenryusho/page06_00001.html)



産業雇用安定助成金【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。

助成内容
労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向させることによりかかる次の経費について、出向元企業と出向先企業として共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの企業へ支給（申請手続は出向元企業が行う）。

○出向運営経費
出向元企業および出向先企業が負担する賃金、教育訓練費および労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9 / 1 0
	出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4 / 5 2 / 3

○出向初期経費
・就寝施設や出向契約書の整備費用、出向元企業が負担してあらかじめ（詳細はこちら）行う教育訓練費、出向先企業が出向者を受け入れための機器や備品等の整備等の出向の成立に要する措置を行った場合に助成。
・助成額：出向元企業・出向先企業それぞれ10万円／1人当たり（定額）
業務等による加算額はそれぞれ3万円／1人当たり（定額）

雇用調整助成金（出向）【厚生労働省】

雇用調整助成金は、事業主が在籍型出向を行う場合も助成対象としています。

助成内容
出向元企業が出向労働者の賃金の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率（中小企業 2 / 3、中小企業以外 1 / 2）をかけた額を助成。（詳細はこちら）
イ 出向元企業の出向労働者の賃金に対する負担額
ロ 出向前の通常賃金の 1 / 2 の額
※ただし、8,370円×300/365×支給対象期の日数が上限。



産業雇用安定助成金の創設

■ 概要

新型コロナウィルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う）。

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9／10	3／4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4／5	2／3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／1人1日当たり	

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円／1人当たり（定額）	

（※）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）
または出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

全国及び地域における在籍型出向等支援協議会の開催について

1. 目的

新型コロナウィルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、全国及び各都道府県で「**在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催する。

2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

(1) 構成員

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁、中企庁

(2) 全国協議会開催日程

令和3年2月17日（水）11時～12時(オンライン開催)

(3) 協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関すること。
- 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関すること。

3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

- 各地域の雇用情勢に関すること
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関するこ
- 各地域における関係機関の連携に関するこ
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関するこ
- 各種出向支援策に関するこ

